

群馬県報



目次

○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正	(会計課)	一
○同		一
公告		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課)	(高齢政策課)	二
○指定居宅サービス事業者等の指定	(同)	二
○指定居宅介護支援事業者等の指定	(同)	二
○予防接種業務の承諾を撤回した医師	(保健予防課)	三
○予防接種業務を行う医師	(同)	六
○指定居宅支援事業者の指定	(障害政策課)	八
○第八次群馬県卸売市場整備計画の公表	(農業経済課)	八
○土地改良区役員の就任の届出	(農業基盤整備課)	八
公安委員会規則		
○機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正	(警務課)	九
○交番の名称等に関する規則の一部改正	(同)	一〇
内水面漁場管理委員会公告		
○公聴会の開催		一三

告示

●群馬県告示第649号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成17年11月17日から適用する。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

「榛名酪農業協同組合連合会 高崎市小八木町307-3 株式会社鳥屋銅鐵店 高崎市問屋町三丁目5-1」を「榛名酪農業協同組合連合会 高崎市小八木町307-3」に改める。

●群馬県告示第650号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成17年11月21日から適用する。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

「吾妻食品衛生協会 吾妻郡中之条町大字西中之条183-1(中之条保健福祉事務所内) 吾妻地区獣医師会 吾妻郡中之条町大字西中之条668-2」を「吾妻食品衛生協会 吾妻郡中之条町大字西中之条183-1(中之条保健福祉事務所内)」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成17年11月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人北軽井沢食育友の会
- 3 代表者の氏名 福嶋誠
- 4 主たる事務所の所在地 吾妻郡長野原町大字北軽井沢1988番地83
- 5 定款に記載された目的 この法人は、浅間山麓に集いし農業生産者と食を愛する消費者に対し広く農産物・畜産物の生産・加工・料理の一貫体制を通じた食文化の育成事業を行い、経済の活性化を図る。そして日本の将来を担う若者の人材育成を進めその結果として、社会教育の推進を図る事を目的とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をサービスの種類ごとに平成17年10月1日、次のとおり指定した。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人群馬県社会福祉事業団	特別養護老人ホーム高風園	高崎市寺尾町2412	通所介護、短期入所生活介護
社会福祉法人群馬県社会福祉事業団	特別養護老人ホーム菱風園	桐生市菱町1-3016-1	短期入所生活介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所を平成17年10月1日、次のとおり指定した。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人群馬県社会福祉事業団	特別養護老人ホーム高風園	高崎市寺尾町2412
社会福祉法人群馬県社会福祉事業団	特別養護老人ホーム菱風園	桐生市菱町1-3016-1

次の表に掲げる医師については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う旨の承諾を撤回したので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成17年12月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

藤岡保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
石川敬子	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22
加藤雄一	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22
吉田敏彦	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
宮政明	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
山口悦男	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1

中之条保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
村松一洋	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
五十嵐直弥	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
佐藤泰子	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
佐藤栄寿	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
塚田昌大	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
滝沢琢己	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
内山慶子	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698

伊勢崎保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
莊司貴代	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
大山善昭	角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年12月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

前橋保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
町田崇	町田内科クリニック	前橋市茂木町5-5

高崎保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
長島勇	医療法人長島産婦人科医院	高崎市南大類町888-1
柳澤大輔	高崎中央病院	高崎市高関町498-1
蔵屋敷隆二	黒沢病院	高崎市中居町3-19-2
原田昌範	群馬循環器病院	高崎市中尾町1230
安藤公子	医療法人社団日高会日高病院	高崎市中尾町886
中原健裕	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
村松礼子	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
工藤友恵	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
鈴木大輔	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
松本亮	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
白戸美穂	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
須賀美波	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
青木康弘	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
清水雄至	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
本多忠暁	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
福田延昭	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
今成哲朗	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
佐藤正通	独立行政法人国立病院機構高崎病院	高崎市高松町36
櫻谷昌孝	医療法人信愛会本多病院	安中市鷲宮205-1
田中崇元	医療法人信愛会本多病院	安中市鷲宮205-1

藤岡保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
大山善昭	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
三島敬一郎	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
飯島徹	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1

中之条保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
清水雅樹	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
田子修	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
木村有美	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
井上貴子	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
田村一志	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
大須賀稔樹	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
柳谷典子	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
石塚高広	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
村田知美	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
島村京子	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698
五十嵐茂雄	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町原町698

伊勢崎保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
正田朋子	正田医院	伊勢崎市境389-1
柳沢三朗	角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4
安部万里絵	角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4
渋谷弥生	角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4
大塚素子	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481

小野口裕乃	伊勢崎福島病院	伊勢崎市大手町18-10
-------	---------	--------------

館林保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
須田孝雄	須田内科医院	邑楽郡大泉町仙石2-16-7
小倉利恵子	医療法人有朋会寺内医院	邑楽郡邑楽町赤堀1031

次の表に掲げる医師については、予防接種を行う医療機関名及び所在地を変更したので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成17年12月6日

群馬県知事 小 寺 弘 之

藤岡保健福祉事務所管内

区 分	医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
変更前	鷺田雄二	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	田ヶ原弦	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	猿谷真也	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	金井秀夫	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	小林恒太	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	丸橋恭子	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	新井和子	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	小柳光	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	

変更前	有阪真由美	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	森田公夫	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	野口俊治	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	井上貴子	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	神尾政志	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	込谷淳一	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	矢端義弘	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	義江健	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	橋本卓司	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	笠原進	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	戸塚芳宏	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	川辺晃一	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	仁平聡	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	堀内克彦	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	富澤秀人	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	

変更前	岩前成紀	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	
変更前	鈴木秀行	医療法人社団三思会島田記念病院	藤岡市藤岡607-22
変更後		医療法人社団三思会くすの木病院	

館林保健福祉事務所管内

区分	医師名	医療機関名	所在地
変更前	五賀貴男	ごが内科楡クリニック	館林市本町2-16-17
変更後			館林市栄町10-31栄町住宅1F

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定による同法第21条の10第1項の指定居宅支援事業者を平成17年12月1日、次のとおり指定した。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	居宅支援の種類	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人はるな郷	児童短期入所事業	知的障害者更生施設 あすなろ荘	群馬郡箕郷町松之沢333
社会福祉法人はるな郷	児童短期入所事業	知的障害者更生施設 かつら荘	群馬郡箕郷町松之沢333
社会福祉法人はるな郷	児童短期入所事業	知的障害者更生施設 ひのき荘	群馬郡箕郷町松之沢333
社会福祉法人はるな郷	児童短期入所事業	知的障害者授産施設 さわら荘	群馬郡箕郷町松之沢333

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、第8次群馬県卸売市場整備計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

「次のとおり」は省略し、関係書類を群馬県農業局農業経済課に備え置いて1月間縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任の届出があった。

平成17年12月6日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
大間々用水	理 事	新 任	大 澤 善 隆	桐生市菱町二丁目1739番地の1

公安委員会規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月6日

群馬県公安委員会委員長 青 木 次 男

群馬県公安委員会規則第20号

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表沼田市の項の次に次のように加える。

藤岡市	鬼石、浄法寺、三波川、譲原、保美濃山及び坂原の区域内
-----	----------------------------

別表多野郡鬼石町の項を削る。

第2条 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

桐生市	黒保根町水沼、黒保根町八木原、黒保根町上田沢、黒保根町下田沢及び黒保根町宿廻の区域内	を に
高崎市	倉渕町三ノ倉、倉渕町水沼、倉渕町岩氷、倉渕町権田及び倉渕町川浦の区域内	
桐生市	黒保根町水沼、黒保根町八木原、黒保根町上田沢、黒保根町下田沢及び黒保根町宿廻の区域内	

改め、群馬郡倉渕村の項を削る。

第3条 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表藤岡市の項の次に次のように加える。

安中市	松井田町新堀、松井田町松井田、松井田町横川、松井田町五料、松井田町峠、松井田町坂本、松井田町原、松井田町入山、松井田町北野牧、松井田町西野牧、松井田町人見、松井田町二軒在家、松井田町八城、松井田町行田、松井田町下増田、松井田町高梨子、松井田町国衙、松井田町小日向、松井田町土塩、松井田町新井及び松井田町上増田の区域内
-----	--

別表碓氷郡松井田町の項を削る。

第4条 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表藤岡市の項の次に次のように加える。

富岡市	妙義町妙義、妙義町岳、妙義町大牛、妙義町北山、妙義町中里、妙義町古立、妙義町行沢、妙義町諸戸、妙義町菅原、妙義町下高田、妙義町上高田及び妙義町八木連の区域内
-----	--

別表安中市の項の次に次のように加える。

みどり市	東町荻原、東町花輪、東町小夜戸、東町小中、東町神戸、東町座間、東町草木及び東町沢入の区域内
------	---

別表勢多郡東村の項、甘楽郡妙義町の項及び吾妻郡吾妻町の項を削り、同表吾妻郡六合村の項の次に次のよう

に加える。

吾妻郡東吾妻町	大字原町、川戸、金井、岩井、植栗、小泉、泉沢、郷原、矢倉、岩下、松谷、三島、厚田、大戸、萩生、本宿、須賀尾及び大柏木の区域内
---------	--

附 則

この規則中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同月23日から、第3条の規定は同年3月18日から、第4条の規定は同月27日から施行する。

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月6日

群馬県公安委員会委員長 青木次男

群馬県公安委員会規則第21号

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 交番の名称等に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表藤岡警察署の部中

新町 同	多野郡新町	多野郡新町 藤岡市立石新田、岡之郷
吉井町同	多野郡吉井町大字 吉井	多野郡吉井町
神流町同	多野郡神流町大字 万場	多野郡神流町 大字相原、青梨、麻生、柏木、黒田、小平、塩沢、生利、船子、 万場、森戸、平原の一部
鬼石町同	多野郡鬼石町大字 鬼石	多野郡鬼石町

を

鬼石町同	藤岡市鬼石	藤岡市 鬼石、浄法寺、三波川、譲原、保美濃山、坂原
新町 同	多野郡新町	藤岡市 立石新田、岡之郷 多野郡新町
吉井町同	多野郡吉井町大字 吉井	多野郡吉井町
神流町同	多野郡神流町大字 万場	多野郡神流町 大字相原、青梨、麻生、柏木、黒田、小平、塩沢、生利、船子、 万場、森戸、平原の一部

に

改める。

第2条 交番の名称等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表の1の表高崎警察署の部高崎駅西同の項中「新町」を「あら町」に改め、同部中

榛名町同	群馬郡榛名町大字 下室田	群馬郡榛名町
箕郷町同	群馬郡箕郷町大字 上芝	群馬郡箕郷町
群馬町同	群馬郡群馬町大字 足門	群馬郡群馬町

を

箕郷町同	同 箕郷町上芝	高崎市 箕郷町西明屋、箕郷町金敷平、箕郷町松之沢、箕郷町矢原、箕郷町東明屋、箕郷町上芝、箕郷町下芝、箕郷町富岡、箕郷町善地、箕郷町和田山、箕郷町白川、箕郷町中野、箕郷町柏木沢、箕郷町生原
群馬町同	同 足門町	高崎市 金古町、足門町、引間町、塚田町、稲荷台町、冷水町、後疋間町、東国分町、西国分町、北原町、棟高町、菅谷町、三ツ寺町、中泉町、福島町、中里町、保渡田町、井出町
榛名町同	群馬郡榛名町大字 下室田	群馬郡榛名町

に

改め、同表藤岡警察署の部新町同の項を次のように改める。

新町 同	高崎市新町	高崎市新町 藤岡市 立石新田、岡之郷
------	-------	--------------------------

別表の2の表高崎警察署の部三ノ倉同の項及び権田同の項を次のように改める。

三ノ倉同	同 倉渕町三ノ倉	高崎市 倉渕町三ノ倉、倉渕町権田の一部、倉渕町水沼
権田 同	同 倉渕町権田	高崎市 倉渕町権田の一部、倉渕町岩氷、倉渕町川浦

第3条 交番の名称等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表の1の表渋川警察署の部伊香保町同の項を次のように改める。

伊香保町同	同 伊香保町伊香保	渋川市 伊香保町伊香保、伊香保町湯中子、伊香保町水沢
-------	-----------	-------------------------------

別表の2の表渋川警察署の部を次のように改める。

渋川警察署	川島 同	渋川市川島	渋川市 金井の一部、南牧、川島、祖母島
	小野上同	同 村上	渋川市 小野子、村上
	北牧 同	同 北牧	渋川市 北牧、白井、吹屋、横堀
	上白井同	同 上白井	渋川市 上白井、中郷
	津久田同	同 赤城町津久田	渋川市 赤城町津久田、赤城町敷島、赤城町長井小川田、赤城町深山、赤城町棚下、赤城町北赤城山
	三原田同	同 赤城町上三原田	渋川市 赤城町溝呂木、赤城町勝保沢、赤城町持柏木、赤城町北上野、赤城町上三原田、赤城町三原田、赤城町見立、赤城町滝沢、赤城町樽、赤城町宮田、赤城町栄、赤城町南赤城山
	北橋 同	同 北橋町真壁	渋川市 北橋町八崎、北橋町分郷八崎、北橋町小室、北橋町下南室、北橋町上南室、北橋町上箱田、北橋町箱田、北橋町下箱田、北橋町真壁、北橋町赤城山

	榛東 同	北群馬郡榛東村 大字新井	北群馬郡榛東村
--	------	-----------------	---------

第4条 交番の名称等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表の2の表松井田警察署の部を次のように改める。

松井田 警察署	新井 同	同 松井田町新 井	安中市 松井田町新井、松井田町上増田、松井田町土塩、松井田町下増田、 松井田町高梨子、松井田町国衛、松井田町小日向、松井田町松井 田の一部
	横川 同	同 松井田町横 川	安中市 松井田町横川、松井田町五料
	原 同	同 松井田町原	安中市 松井田町原、松井田町坂本、松井田町峠、松井田町入山、松井田 町北野牧、松井田町西野牧
	二軒在家同	同 松井田町二 軒在家	安中市 松井田町人見、松井田町二軒在家

別表の3の表松井田警察署の部を次のように改める。

松井田 警察署	同	安中市松井田町 新堀	安中市 松井田町松井田の一部、松井田町新堀、松井田町八城、松井田町 行田
------------	---	---------------	--

第5条 交番の名称等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表の1の表桐生警察署の部笠懸町同の項を次のように改める。

笠懸町同	みどり市笠懸町阿 左美	みどり市 笠懸町阿左美、笠懸町久宮、笠懸町鹿、笠懸町西鹿田
------	----------------	----------------------------------

別表の2の表富岡警察署の部妙義同の項を次のように改める。

妙義 同	同 妙義町上高田	富岡市 妙義町妙義、妙義町岳、妙義町大牛、妙義町北山、妙義町中里、妙義 町古立、妙義町行沢、妙義町諸戸、妙義町菅原、妙義町下高田、妙義 町上高田、妙義町八木連
------	----------	--

別表の2の表大間々警察署の部中

浅原 同	山田郡大間々町大 字浅原	山田郡大間々町 大字浅原、塩原、小平、塩沢、長尾根、上神梅、下神梅	を
花輪 同	勢多郡東村大字花 輪	勢多郡東村 大字花輪、荻原、小中、小夜戸	
沢入 同	同 大字沢入	勢多郡東村 大字沢入、草木、神戸、座間	
浅原 同	みどり市大間々町 浅原	みどり市 大間々町浅原、大間々町塩原、大間々町小平、大間々町塩沢、 大間々町長尾根、大間々町上神梅、大間々町下神梅	に
花輪 同	同 東町花輪	みどり市 東町花輪、東町荻原、東町小中、東町小夜戸	

沢入 同	同 東町沢入	みどり市 東町沢入、東町草木、東町神戸、東町座間
------	--------	-----------------------------

改め、同表吾妻警察署の部中

小泉 同	吾妻郡吾妻町大字 小泉	吾妻郡吾妻町 大字植栗、岩井、小泉、泉沢、金井、川戸
岩下 同	同 大字岩下	吾妻郡吾妻町 大字岩下、松谷、三島、矢倉、郷原、厚田
大戸 同	同 大字大戸	吾妻郡吾妻町 大字大戸、萩生、本宿、須賀尾、大柏木
東 同	吾妻郡東村大字箱 島	吾妻郡東村

を

小泉 同	吾妻郡東吾妻町大 字小泉	吾妻郡東吾妻町 大字植栗、岩井、小泉、泉沢、金井、川戸
岩下 同	同 岩下	吾妻郡東吾妻町 大字岩下、松谷、三島、矢倉、郷原、厚田
大戸 同	同 大戸	吾妻郡東吾妻町 大字大戸、萩生、本宿、須賀尾、大柏木
東 同	同 箱島	吾妻郡東吾妻町 大字五町田、箱島、岡崎、新巻、奥田

に

改める。

別表の3の表大間々警察署の部及び吾妻警察署の部を次のように改める。

大間々 警察署	同	みどり市大間々 町桐原	みどり市 大間々町大間々、大間々町桐原、大間々町高津戸
吾妻 警察署	同	吾妻郡東吾妻町 大字原町	吾妻郡東吾妻町 大字原町

附 則

この規則中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同月23日から、第3条の規定は同年2月20日から、第4条の規定は同年3月18日から、第5条の規定は同月27日から施行する。

内水面漁場管理委員会公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により公聴会を次のとおり開催する。

平成17年12月6日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 吉澤 郁夫

- 1 公聴会の内容 第二種区画漁業の漁場計画について
- 2 公聴会の日時及び場所 平成17年12月21日（水）午後2時 群馬県庁291会議室
- 3 意見を述べる方法 意見を述べる場合は、平成17年12月15日までに要旨を次に送付してください。
前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県内水面漁場管理委員会

毎週火・金曜日発行 定価 （一月四部） 三〇二円 （消費税、地方消費税を含む。） 発行 群馬県 印刷所 TEL 前橋市古町一丁目二五〇番地 株式会社 前橋市会社 古町一丁目二五〇番地 前橋市会社	
---	--